

改正派遣法に基づくマージン率の公開

労働者派遣法 23 条第 5 項に基づき、下記の情報を提供します。

マージン率の計算式：

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

(小数点以下一位未満を四捨五入する)

対象期間	令和 5 年 12 月 1 日～ 令和 6 年 11 月 30 日まで
派遣労働者数	1 名
派遣先数	1 事業所
労働者派遣料金 1 日(8 時間)の平均賃金	22,400 円
派遣労働者の賃金 1 日(8 時間)の平均賃金	16,720 円
マージン率	25.4%

マージンには、派遣元事業者として会社負担する健康保険・厚生年金・雇用保険・労働保険の費用となる社会保険料、事業運営費として営業担当者の人件費や営業活動諸費用・オフィス賃貸料、福利厚生費、研修費等が含まれています。

以上